

税

制改正（平成22年度）について
（シリーズ4）
グループ法人単体課税制度（グループ法人税制）

今回の税制改正で見直しがあつたグループ法人税制により、事業資産の移転、キャッシュ・フロー管理及び組織再編が効率的に行えるようになりますが、一方で子会社における中小企業向け特例措置が不適用になり軽減税率や交際費の損金算入のメリットが受けられないなど、**グループ全体からは不利になるケース**もあることは前回の「ニュースレター Vol.6」にて記載させていただきました。

今回は、「**完全支配関係**」は**ずし**をして特例措置のメリットを子会社で受けることができるかについてです。そこで、その「**完全支配関係**」について考えたいと思います。

資本金5億円以上の規模の大きい会社では従業員持株会を組織していたり、従業員によりストックオプションが行使されている場合があります。そうなった場合には100%の持株関係ではなくなり当該子会社は適用対象外となり、グループ法人税制が適用にならないのでしょうか？

しかし、そんなに簡単に「完全支配関係」は**ずし**ができるわけではありません。平成22年3月31日付法人税法施行令の一部を改正する政令4条の2によると、完全支配関係の例外が示されていて、発行済株式（自己株式を除く）のうち、**一定の株式の占める割合が「5%未満」**である場合には、「完全支配関係」の判定に影響を及ぼさないことになっています。一定の株式とは、従業員持株会等が保有する株式、もう一つが新株予約権です。この例外規定にお

いては、「実質的な完全支配関係」を鑑みての規定であることから、本当に第三者が株主である場合には、当該規定は及びません。その場合は、「完全支配関係」からは**ずれ**、**グループ法人税制が適用されない可能性**もあります。

グループ法人税制の制度趣旨は企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応し、企業グループでの課税を行うことにあることから、**課税の中立性や公平性等を確保**する観点から、恣意的に「完全支配関係」は**ずし**をすることは、租税回避行為と判断されることもあります。

カンボジアの投資環境視察報告

3月22日より3月26日までカンボジアに投資環境の視察に行ってきました。プノンペンとベトナム側の国境の町バットに訪問し、日本人商工会やカンボジア評議会、在カンボジアの日系企業、カンボジアでビジネスを展開されている日本人、物流会社、工業団地などを訪問してきました。

製造業の観点からみた、カンボジアの投資環境は、決して悪いものではありませんでした。もちろん政治の長期的な安定性に対する不安や高い電気代などの問題がないわけではありませんが、最低限のインフラは整い、豊富な労働力が低いコストで確保できることなど、業種によっては進出を十分に検討に値するレベルにはあると感じました。

非製造業にとっては、首都プノンペン付近の市民でさえ経済力がまだまだ低く、消費を支える世代の人口が少ないこと、進出している日本企業が少ないことなどの理由から、日本企業との取引や日本製品をそのまま製品を販売することは非常に

難しい市場です。しかし市場が十分に成熟していませんので、将来を見据え日本で培ったノウハウをローカルに導入することにより確固たる地位を確保し、長期的スパンで投資を回収するというビジネスモデルの可能性はあります。

詳細な報告は4月22日のトーク・ビジネスフォーラムでお話させていただきますので、ご興味のある方は同封のセミナー申込書に必要事項をご記入の上、事務局までFAXにてお申し込みください。

＝カンボジアの基本データ＝

[人口] 1,339万人(2008年、15歳未満が全体の4割弱を占めている)。
[一人当たりGDP] 716米ドル(2008年見込)。
[5年間の産業の推移] 農林水産業の割合が微減、工業はほぼ維持、サービス業が拡大傾向。
[貿易動向] (輸出) 全体の70%を衣料が占め、輸出相手国は米国が最大。(輸入) 近年急激に伸びており、繊維関連製品や一般機械・輸送機械、鉱物燃料および関連製品が主な品目である。主な輸入先国は、香港、中国、台湾。

